

個人賠償責任保険

この保険は、住宅の所有・使用・管理、日常生活に起因する賠償責任の補償をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿わない場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。

この保険は、日本国内における住宅の所有、使用もしくは管理、または日常生活に起因する偶然な事故（職務遂行に起因する事故を除きます。）により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、保険金をお支払いします。

ご本人のご加入により、ご家旅^(注)の方も補償の対象となります。

(注) ご家旅の範囲については、裏面「**■保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合**」の<<被保険者の範囲>>をご参照ください。

■保険金をお支払いする事故例



自転車運転中、誤って通行人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



子供が公園でキャッチボール中、誤って他人の家の窓ガラスを割ってしまった。



散歩中、飼い犬が他人に噛みつき、ケガをさせてしまった。



買い物中、誤ってお店の商品を落とし、壊してしまった。



風呂場の水を誤って溢れさせ、階下の他人に損害を与えてしまった。



バルコニーから誤って植木鉢を落とし、通行人にケガをさせてしまった。

■6つの補償プラン（契約タイプ）をご用意

契約タイプ	208	207	206	205	204	203
支払限度額（自己負担額：0円）	1億円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
保険料（一括払）／保険期間 1年	2,360円	2,210円	2,150円	2,090円	2,000円	1,840円

※上記「契約タイプ」以外の支払限度額をご希望の場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

<<ご注意>>

この保険のご契約にあたっては、補償内容が同様の他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異または保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断のうえ、ご契約ください。

※1 契約のみご契約または特約をセットされた場合、ご契約を解約したときまたは家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

■保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>被保険者が次のいずれかの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>①日本国内に所在する保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）の居住の用に供される住宅（注1）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②日本国内における日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>＜＜被保険者の範囲＞＞</p> <p>被保険者の範囲は、記名被保険者のほか、次に該当する方が対象になります。ただし、責任無能力者を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●記名被保険者の配偶者 ●記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ●記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注2）の子 <p>（注1）記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>（注2）これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●戦争、外国の武力行使、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害 ●地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する損害 ●他人から借りたり、預かっている物に対する損害 ●同居の親族に対する損害 ●被保険者の職務遂行および職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害 ●被保険者の心神喪失（泥酔等を含みます。）による損害 ●被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害 ●自動車、原動機付自転車、航空機、船舶または銃器（空気銃は支払対象となります。）の所有、使用または管理に起因する損害 <p style="text-align: right;">など</p>

■お支払いする保険金

1回の事故について、支払限度額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、請求権の保全・行使手続費用、緊急措置費用、争訟費用、協力義務費用をお支払いできる場合があります。

※損害賠償金、損害防止費用、請求権の保全・行使手続費用および緊急措置費用については、1回の事故について、これらの合計額が免責金額（自己負担額）を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。なお、表面「契約タイプ」の中からご契約の場合、免責金額はありません。

補償の重複に関するご注意

表面＜＜ご注意＞＞または重要事項等説明書の「**1**契約締結前におけるご確認事項」（2）基本となる補償等 ③特約等の補償重複をご参照ください。

ご契約前/ご契約時のご注意

この保険がお客さまのご希望（ご意向）に沿った商品であるか、必ずご確認ください。ご希望に沿わない場合は、この保険にご契約いただくことができません。ご契約前/ご契約時のご注意は、重要事項等説明書の「**1**契約締結前におけるご確認事項」および「**2**契約締結時におけるご注意事項」をご参照ください。

ご契約後/その他のご注意

ご契約後/その他のご注意は、重要事項等説明書の「**3**契約締結後におけるご注意事項」および「**その他ご留意いただきたいこと**」をご参照ください。

事故が発生した場合

- 事故の通知：事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 被害者の方との示談：この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。
- 時効：保険金請求権には、時効（3年）がありますので、ご注意ください。

- このパンフレットは、個人賠償責任保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、告知義務・通知義務、保険会社破綻時等の取扱い、個人情報の取扱い、その他この保険の詳細内容は、重要事項等説明書および普通保険約款・特別約款・特約条項をご参照ください。

なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。

<p>【保険に関する相談・苦情・お問い合わせ・事故報告】</p> <p>このパンフレットまたは保険証券記載の取扱代理店もしくは右記弊社営業店までご連絡ください。</p> <p>【弊社の契約する指定紛争解決機関】</p> <p>弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンにご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。</p> <p>＜＜一般社団法人 保険オンブズマン＞＞</p> <p>電話 03-5425-7963</p> <p>（受付時間：土日、休日、年末年始等を除く 午前9時～12時、午後1時～5時）</p> <p>ホームページアドレス：https://www.hoken-ombs.or.jp/</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>営業店</th> <th>電話番号</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京支店</td> <td>03-5326-7234</td> <td>平日9:30 ～17:30</td> </tr> <tr> <td>大阪支店</td> <td>06-6262-5471</td> <td></td> </tr> <tr> <td>札幌支店</td> <td>011-231-2081</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名古屋支店</td> <td>052-533-9961</td> <td>平日9:00 ～17:00</td> </tr> <tr> <td>岐阜支店</td> <td>058-207-0021</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岡山支店</td> <td>086-225-0581</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島支店</td> <td>082-243-7821</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	営業店	電話番号	受付時間	東京支店	03-5326-7234	平日9:30 ～17:30	大阪支店	06-6262-5471		札幌支店	011-231-2081		名古屋支店	052-533-9961	平日9:00 ～17:00	岐阜支店	058-207-0021		岡山支店	086-225-0581		広島支店	082-243-7821	
営業店	電話番号	受付時間																							
東京支店	03-5326-7234	平日9:30 ～17:30																							
大阪支店	06-6262-5471																								
札幌支店	011-231-2081																								
名古屋支店	052-533-9961	平日9:00 ～17:00																							
岐阜支店	058-207-0021																								
岡山支店	086-225-0581																								
広島支店	082-243-7821																								
<p>【引受保険会社】</p> <p>ザ・ニュー・インディア・アシュランス・カンパニー・リミテッド（ニューインディア保険会社）</p> <p>日本支社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1（エステック情報ビル）</p> <p>TEL:03-5326-7396（大代表）</p> <p>ホームページ：http://www.newindia.co.jp</p>	<p>【お問い合わせ】</p>																								